

商工会議所簿記検定試験出題区分表の改定に関する追加事項について

平成 27 年 10 月 13 日
日本商工会議所

日本商工会議所は、去る平成 27 年 4 月 1 日に「商工会議所簿記検定試験出題区分表」（以下「区分表」と略す）を改定し、平成 28 年度から適用することを表明しました。今回の改定は、①改定事項が多岐に及んでいること、②見直しの対象が主として 2 級であること、③昨今の会計実務を意識し、検定試験がより実践的なものになるようにしていること、そして④新たに 2 級の範囲となる項目については、時間をかけて段階的に適用し、教育に与える影響を緩和していること、の 4 点に特徴があります。新しい「区分表」を解説するため、5 月より東京、大阪、名古屋、福岡、札幌、仙台および広島の 7 か所において順次説明会を開催し、関係者の理解に努めてきたところです。

質疑応答の場で行われた質問や意見・提案等を改めて検討した結果、新しい「区分表」には表現されていないものの、学習者や指導者にとって重要な事項については、追加的に情報発信を行い補足することが適当であると判断しました。その観点から、下記の 2 点につき、平成 28 年度以降の日商簿記検定試験で反映することとします。

記

1. 2 級および 3 級においては、手形取引に関し、為替手形を出題しないこと

(理由) 手形法上、手形の種類としては約束手形と為替手形とが存在していますが、実際に流通しているのは圧倒的に約束手形であって、為替手形はほとんどないというのが現状です。上記の「区分表」の改定の趣旨に鑑み、平成 28 年度以降の 2 級および 3 級においては、約束手形を前提とする問題のみを出題することといたします（4 級については、手形取引自体が出題範囲外のため無関係です）。なお、1 級については、輸出入に際して「荷為替取引」があるため、留意ください。

2. 手形の裏書譲渡および割引に伴う偶発債務に関し、いわゆる評価勘定法あるいは対照勘定法を、1 級を含む全ての級において出題しないこと

(理由) 手形の裏書譲渡および割引に伴う偶発債務の簿記上の処理としては、①受取手形勘定の評価勘定として「裏書手形」勘定や「割引手形」勘定を設定し、裏書・割引時には評価勘定の貸方に記録し、手形が無事に決済されて偶発債務が消滅したときに評価勘定の借方に記録する「評価勘定法」と、②裏書（割引）時に「裏書（割引）義務見返」勘定と「裏書（割引）義務」勘定とを用いて備忘記録としての仕訳を行い、手形決済時に反対仕訳を行って両勘定の残高をゼロにする「対照勘定法」とがあります。

かつての検定試験では、これらが出題されていた時期もありましたが、実際の企業ではこれらのような会計処理を行っているところは少ないのが現状です。そのため、平成 28 年度以降の検定試験では、1 級を含む全ての級において、手形の裏書譲渡・割引に関して偶発債務を評価勘定法または対照勘定法によって処理させる問題を出題しないことといたします。

以上